

# 教育委員の担当区制と教育事務所の再編

レイマンコントロール(住民による意思決定)の仕組みによる現行教育委員会制度のもと、教育委員の担当区制を実施するとともに教育事務所の業務を見直し再編した組織を全区へ配置して、より地域に密着したきめ細かな教育行政を推進する。

## 1 担当区制の仕組み ～教育情報の収集・共有と全市的発信～

教育委員それぞれに担当する行政区を定め、区の特性や教育現場の実状を把握し、市全体の教育行政に生かす。

教育委員会事務局が行う教育情報の収集、発信とあわせて

- (1) 主として地域の小中学校における教育情報(実態や課題)を教育現場(学校や地域)できめ細かく把握する。〈収集〉
- (2) 新潟市の教育に係る方針決定に向け、教育委員間で担当区の教育情報の共有を図る。〈共有〉
- (3) 教育に係る方針や方策、全市的教育情報を伝える。〈発信〉

## 2 担当する区の数と増員する数

- (1) 区の実状を多面的に把握するため、教育長を除き、2人の教育委員で1つの区を、また、相対的な把握を通して区の特徴を明らかにするため、1人が2つの区を担当する。(平成26年度は4人1組で4区を担当する)
- (2) 教育委員を3人増員し、現在の6人から9人とする。

## 3 教育情報の収集・発信・共有の実施方法

### 〈教育情報の収集・発信〉

- ☆状況や課題の把握
- ☆方針・方策の説明
- 「中学校区教育ミーティング」
  - ・1中学校区または複数中学校区を単位とする意見交換の実施
- 「区教育ミーティング」
  - ・自治協等と連携した意見交換の実施

### 〈教育情報の共有〉

- 教育委員会会議での「中学校区教育ミーティング」や「区教育ミーティング」の概要の報告と意見交換の実施

## 4 教育事務所の見直しと再編 ～地域に密着した教育窓口へ～

東区、中央区、西区を除く5つの区に設置している教育事務所に新たな機能を加えるなど業務を見直し、その再編した組織を全ての区に置き、地域の教育窓口の充実を図る。

・・・ (仮称)地域教育連携室

(仮称)地域教育連携室の業務

- (1) 地域との連携推進のための業務
- (2) 教育委員の活動へのサポート業務
- (3) 教育相談、就学指導及び就学手続きなどの教育窓口業務